

- 3 縦覧に供する書類の名称
おおきく地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書

登載依頼

熊本県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により平成14年12月3日から平成15年3月17日までの間に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年4月9日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	八	浪	知	行
同	吉	本	賢	児

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査執行年月日

監 査 対 象 団 体	監査対象期間	監査執行年月日
学校法人八商学園	平成13年 4月～ 平成14年 3月	平成14年12月 3日
学校法人玉名学園	〃	平成14年12月 4日
学校法人松浦学園	〃	平成14年12月 4日
学校法人開新学園	〃	平成14年12月 5日
学校法人有明学園	〃	平成14年12月 5日
学校法人東海大学	〃	平成14年12月 6日
財団法人くまもとテクノ産業財団	〃	平成15年 1月27日
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	〃	平成15年 1月29日
社団法人熊本県畜産開発公社	〃	平成15年 1月30日
株式会社テクノインキュベーションセンター	〃	平成15年 1月31日
熊本県住宅供給公社	〃	平成15年 2月 3日
財団法人熊本さわやか長寿財団	〃	平成15年 2月 3日
財団法人水俣・芦北地域振興財団	〃	平成15年 2月 5日
チッソ株式会社	〃	平成15年 2月 7日
財団法人熊本県伝統工芸館	〃	平成15年 2月12日
財団法人熊本テルサ	〃	平成15年 2月13日
財団法人熊本県雇用環境整備協会	〃	平成15年 2月13日
フィッシャリーナ天草株式会社	〃	平成15年 2月13日
財団法人熊本県立劇場	〃	平成15年 2月14日
財団法人熊本開発研究センター	〃	平成15年 2月14日
天草エアライン株式会社	〃	平成15年 2月14日
財団法人熊本県農地管理公社	〃	平成15年 2月17日
財団法人熊本県林業従事者育成基金	〃	平成15年 2月17日
社団法人熊本県精神科病院協会	〃	平成15年 2月18日
社団法人熊本県林業公社	〃	平成15年 2月18日
財団法人グランメッセ熊本	〃	平成15年 2月19日
熊本県土地開発公社	〃	平成15年 2月19日
財団法人熊本県スポーツ振興事業団	〃	平成15年 2月20日
財団法人熊本県下水道公社	〃	平成15年 2月20日
財団法人グリーンピア南阿蘇	〃	平成15年 2月24日
住友信託銀行株式会社	〃	平成15年 2月25日

監 査 対 象 機 関	監査対象期間	監査執行年月日
財団法人熊本県栽培漁業協会	〃	平成15年 2月26日
熊本県道路公社	〃	平成15年 2月26日
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター	〃	平成15年 2月26日
社会福祉法人熊本県社会福祉事業団	〃	平成15年 2月27日
財団法人熊本県暴力追放協議会	〃	平成15年 2月27日
豊肥本線高速鉄道保有株式会社	〃	平成15年 2月27日
財団法人白川水源地域対策基金	〃	平成15年 2月28日
社団法人熊本県産業廃棄物協会	〃	平成15年 2月28日
財団法人熊本県体育協会	〃	平成15年 2月28日
社団法人熊本県私立幼稚園連合会	〃	平成15年 3月 3日
財団法人熊本県職員互助会	〃	平成15年 3月 3日
財団法人熊本県農業後継者育成基金	〃	平成15年 3月 3日
くまもと観光推進協議会	〃	平成15年 3月 4日
社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会	〃	平成15年 3月 4日
社団法人熊本県トラック協会	〃	平成15年 3月 5日
財団法人荒尾産炭地域振興センター	〃	平成15年 3月 5日
社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	〃	平成15年 3月 5日
社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	〃	平成15年 3月 7日
財団法人熊本県警察職員互助会	〃	平成15年 3月 7日
熊本県漁業共済組合	〃	平成15年 3月11日
社団法人熊本県観光連盟	〃	平成15年 3月11日
財団法人くまもと緑の財団	〃	平成15年 3月11日 ～ 3月12日
財団法人熊本県武道振興会	〃	平成15年 3月12日
第24回全国菓子大博覧会九州 i n 熊本実行委員会	平成13年 4月～ 平成15年 2月	平成15年 3月17日

2 監査の主眼

今回の監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき県が出資している団体、信託団体、補助団体、貸付団体、公の施設の管理を委託している団体等の55団体について、平成13年度（全国菓子大博覧会九州 i n 熊本実行委員会については平成14年度を含む。）に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査にあたっては、熊本県監査委員監査基準に基づき、次の事項に主眼をおいて実施した。

(1) 重点事項

- ① 財政的援助団体等の趣旨に沿って運営されているか。
- ② 会計に関する諸規程・帳票書類等が整備されているか。

(2) 留意事項

出資団体

- ・団体の経営状況は良好か。
- ・団体の監事による監査は、適正になされているか。

補助（貸付）団体

- ・補助（貸付）額の決定は、適正か。
- ・補助（貸付）の効果は、十分に達せられているか。
- ・補助（貸付）に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ・団体の監事による監査は適正に行われているか。

公の施設の管理委託団体、信託団体

- ・委託契約は、適正になされているか。
- ・施設の管理は、目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- ・会計経理は、適正に行われているか。
- ・団体の監事による監査は、適正に行われているか。

3 監査の結果

○ 報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは次のとおりである。

フィッシャリーナ天草株式会社

経営改善の努力の結果、当期欠損金は前年度に比較して相当縮減されているが、平成13年度末現在108,904千円の累積欠損金の解消に向けて、なお一層の改善に努めること。

財団法人くまもとテクノ産業財団

設備貸与事業及び単県設備貸与事業の未収金について、督促強化等の回収努力や貸倒償却を行った結果、前年度末残高の4割以上が解消されているが、平成13年度末現在236,737千円の未収金について、引き続きその解消に努めること。

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

生活福祉資金について、平成13年度末現在417,166千円の未収金について関係機関と十分連携を図り、引き続きその解消に努めること。